

薬生食監発 0326 第 3 号
令和 3 年 3 月 26 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

調理機能を有する自動販売機の「高度な機能」の条件に関する
適合確認について

令和元年 12 月 27 日付け生食発 1227 第 2 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」の第 1.1 イ（2）（ii）において、調理機能を有する自動販売機（以下「自動販売機」という。）につき、「高度な機能を有し、屋内に設置されたものは届出の対象とすること。」とし、「高度な機能」の条件を満たす自動販売機の機種のリストを、令和 2 年 7 月 22 日付け薬生食監発 0722 第 4 号当職通知「「高度な機能」の条件を満たす自動販売機の機種のリストについて」においてお知らせしたところですが、今般、「高度な機能」の条件について、別紙のとおり整理しましたので、お知らせします。

なお、食品等事業者から、リストに掲載されていない自動販売機をリストに掲載して欲しい等の相談を受けた場合には、当該自動販売機が別紙に示す「高度な機能の条件」に合致することが分かる資料を添えて当課宛て連絡をお願いします。

NO	基本機能
1	<p>◆ <u>自動調理機能。</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 食品の販売時に給湯及び加熱する機能により自動的に食品の調理を行う機能。● 人を介する調理行為がなく自動販売機内で完全調理が行う機能。
2	<p>◆ <u>液体原料容器と自動販売機を直接連結して充填する機能。</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 原料(液体)を自動販売機に直接接続する原料充填方式。● 原料(液体)充填時に、自動販売機作業者が直接原料(飲料)に触れる事のない方式。
3	<p>◆ <u>食品と直接接触する部品に対する自動洗浄機能。</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 食品と直接接触する部品に対する洗浄を自動で行う機能。● 食品の調理工程の機能(ブリア、攪拌パドル、ミキシングボール等)及び調理後の「食品」が通る配管等を時間、販売数等により自動洗浄を行う機能。<ul style="list-style-type: none">➢ 自動販売機の機種により搭載する自動洗浄機能は異なる。
4	<p>◆ <u>食品と直接接触する部品に対する自動乾燥機能。</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 食品と直接接触する部品に対する乾燥を自動で行なう機能。● 具体的な機能は、アイスシュータ乾燥ファン、パウダー原料除湿、ノズル乾燥促進等の機能である。<ul style="list-style-type: none">➢ 自動販売機の機種により搭載する自動乾燥機能は異なる。
5	<p>◆ <u>食品と直接接触する部品に対し、薬剤による消毒を行える機能。</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 食品と直接接触する部品等の薬剤サニテーションを手順通りに実施できる制御機能。